

那覇市パートナーシップ登録申請書

那覇市長 宛

私たちは、那覇市パートナーシップ登録の取扱いに関する要綱第4条第1項の規定により、互いを人生のパートナーとして、ここにパートナーシップ登録を申請します。

なお、申請に当たり裏面の事項を確認しました。

年 月 日

氏名（自署）.....

氏名（自署）.....

住所.....
.....

住所.....
.....

第2号様式（第4条関係）裏面

那覇市パートナーシップ登録の申請をしようとする方は、下記の事項をよく読み、了解のうえ申請を行ってください。

■那覇市パートナーシップ登録について

那覇市は、性の多様性が人権として尊重されるものであり、その中で築かれるパートナーシップもまた尊重されるべきものとして、誰もが安心して暮らすことのできるまちづくりを目指し、パートナーシップ登録を行います。ただし、このパートナーシップ登録によって、何らかの法律上の効果（婚姻、相続、税金の控除など）が生じることはありません。

■申請について

申請書は、それぞれ直筆をお願いします。申請をするには、事前に電話で予約のうえ、お二人で揃っていらしてください。くわしい手続きの方法は、那覇市HP掲載の「パートナーシップ登録 利用のてびき」をご覧ください。申請及び来所に際して、秘密が守られるのか？など不安なことがあれば、お気軽にご相談ください。

■注意事項について

- 1 登録が完了し、登録証明書の交付を受けた場合には、「那覇市パートナーシップ登録の取扱いに関する要綱」の趣旨に従って使用して下さい。
- 2 登録者は、以下に該当する場合には、市長にかならず届け出なくてはなりません。
 - (1) 住所、氏名その他申請時に提出した書類の記載事実に変更があったとき。
 - (2) 登録者のパートナーシップ関係が解消されたとき。
 - (3) 登録者の一方又は双方が市外へ転出したとき。
 - (4) 登録者の一方が死亡したとき。
- 3 以下のいずれかに該当することが判明した場合は、市長はこのパートナーシップ登録を削除します。
 - (1) 要綱第2条第1号又は第3条各号（同条第1号及び第2号ウを除く。）に定める要件を欠いたとき。
 - (2) 虚偽その他の不正な方法によりパートナーシップ登録を受けたとき。
 - (3) 登録証明書及び事実証明書を不正に使用したとき。
- 4 上記2及び3の場合は、登録者の一方が死亡したときを除き、登録証明書及び事実証明書を市長へ返還しなくてはなりません。

事務処理欄 -----

添付書類	<input type="checkbox"/> 住民票抄本(個人)	<input type="checkbox"/> 住民票抄本(個人)
	<input type="checkbox"/> 戸籍個人事項証明(戸籍抄本)	<input type="checkbox"/> 戸籍個人事項証明(戸籍抄本)
本人確認書類	免許証・パスポート・住基カード その他() ※写真のない書類の場合は、2点以上確認のこと	免許証・パスポート・住基カード その他() ※写真のない書類の場合は、2点以上確認のこと
ヒアリング	<input type="checkbox"/> 説明 / <input type="checkbox"/> 署名	<input type="checkbox"/> 説明 / <input type="checkbox"/> 署名
受付票	<input type="checkbox"/> 交付予定日の記載 / <input type="checkbox"/> 交付	

確認者

登録 号

那覇市パートナーシップ登録証明書

氏名

氏名

(生年月日)

年

月

日

(生年月日)

年

月

日

上記兩名は、平成 年 月 日付けの申請に基づき、那覇市パートナーシップ登録の取扱いに関する要綱第5条第1項の規定により、パートナーシップ登録を受けたことを証明します。

平成

年

月

日

那覇市長

那 覇
市長印

第3号様式（第5条項関係）裏面

■ 注意事項について

- 1 登録が完了し、登録証明書の交付を受けた場合には、「那覇市パートナーシップ登録の取扱いに関する要綱」の趣旨に従って使用してください。
- 2 登録者は、以下に該当する場合には、市長にかならず届け出なくてはなりません。
 - (1) 住所、氏名その他申請時に提出した書類の記載事実に変更があったとき。
 - (2) 登録者のパートナーシップ関係が解消されたとき。
 - (3) 登録者の一方又は双方が市外へ転出したとき。
 - (4) 登録者の一方が死亡したとき。
- 3 以下のいずれかに該当することが判明した場合は、市長はこのパートナーシップ登録を削除します。
 - (1) 要綱第2条第1号又は第3条各号（同条第1号及び第2号ウを除く。）に定める要件を欠いたとき
 - (2) 虚偽その他の不正な方法によりパートナーシップ登録を受けたとき。
 - (3) 登録証明書及び事実証明書を不正に使用したとき。
- 4 上記2及び3の場合は、登録者の一方が死亡したときを除き、登録証明書及び事実証明書を市長へ返還しなくてはなりません。

■ この証明書を提示されたみなさまへ

那覇市は、LGBTを含む性的マイノリティに対する社会的な偏見及び差別をなくし、個人として尊重されるまちづくりを目指し、性の多様性を尊重する理念のもとに、パートナーシップ登録を行っています。

このパートナーシップ登録は、那覇市がその市政の中で運用するものであり、登録によって何らかの法律上の効果（婚姻、相続、税金の控除など）が生じるものではありません。しかし、事業者のみなさまには、このパートナーシップ登録の趣旨を十分ご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

- 1 那覇市の「パートナーシップ登録」とは
ここにいう「パートナーシップ」とは、互いを人生のパートナーとし、継続的に共同生活をしている、又は継続的に共同生活をするを約した、戸籍上の性別が同一である2人の社会生活関係をいいます。パートナーシップ登録は、市長が、当該申請者をパートナーシップの関係にあると認めた場合に、当該関係についてパートナーシップ登録簿に登録することにより行われます。
- 2 パートナーシップ登録における確認事項
パートナーシップの登録は、下記の5つを満たすと認められた2人に対して行われます。
 - (1) 互いを人生のパートナーとし、継続的に共同生活をしている、又は継続的に共同生活をするを約していること。
 - (2) 戸籍上の性別が同一であること。
 - (3) 双方が20歳以上であること。
 - (4) 住所につき、次のいずれかに該当すること。
 - ア 双方が市内に住所を有すること。
 - イ 一方が市内に住所を有し、かつ、他の一方が市内への転入を予定していること。
 - (5) 次のいずれにも該当する、一対一の関係にあること。
 - ア 現に配偶者がいないこと。
 - イ 現に申請者以外の者とのパートナーシップの関係がないこと。